

18 04
637

寫

昭和四年七月廿三日

七、四一七、一九



警視總監 丸山 鶴吉

務大臣安達謙藏殿
社 會 局 長 官 殿
大阪 神奈川 府 縣 知 事 殿

大江印刷株式會社労働會議ニ案スル件 (卷五……解本)

要

- (1) 労働者ハ酷暑ノ際深及業ヲ爲スハ健康ヲ害ストテ本月
上旬起業ヲ午後八時限リ打切リテ来ム
- (2) 事業主ハ何等田舎ヲ爲サシ旨メ労働者ハ十八日午後
五時十分任意退場セシテ以テ工場ヲ空領ス

Vertical handwritten text on the right page, likely a letter or report, partially obscured and difficult to read.